

## 第75回京都府中学校総合体育大会実施要項 相撲の部

- 1 主催 京都府中学校体育連盟  
京都府教育委員会  
京都市教育委員会  
(公財) 京都府スポーツ協会
- 2 主管 京都市中学校体育連盟
- 3 後援 京都新聞
- 4 日時 令和4年7月27日(水) 競技開始: 午前10時より 予備日28日(木) 伏見中
- 5 会場 伏見港公園相撲場〔京都市伏見区葎島金井戸町〕 ☎(075) 611-7081  
京阪『中書島』下車, 徒歩5分



- 6 参加資格
  - (1) 京都府中学校体育連盟に加入の中学生であること。(団体戦及び個人戦とも自由参加)  
(注) 年齢は、平成19年4月2日以降に生まれた者に限る。これ以外の生徒が参加を希望する場合は、6月24日までに京都府中学校体育連盟に大会参加届を提出する。  
(その後、府中体連より日本中体連へ報告)
  - (2) 参加資格の特例  
学校教育法134条の各種学校について、「別記1」のとおり大会参加を認める。「別記1」参照
  - (3) 本連盟が取得する、個人情報の利用・活用等を行うことについて同意している。
- 7 外部指導者(コーチ等)
  - (1) 原則として外部指導者(コーチ等)は大会に参加できる。  
ただし、専門部の規約や基本方針などの独自性を尊重する。  
この場合、外部指導者(コーチ等)は、校長が認め、大会本部に届けのあった者に限る。
    - ア 参加規定  
当該校長が人格・指導面において適任者と認めた20歳以上であり、顧問教師の指導計画に従い、日頃から継続して指導にあたっている者。  
また、各専門部の「外部指導者(コーチ等)規定」に準じ、指導任務を行うことができる。
    - イ 審判について  
原則として顧問以外の外部指導者(コーチ等)の審判を認める。  
ただし、専門部の規定に従い大会本部が認めた者に限る。

## 8 引率者及び監督

(1) 参加生徒の引率者・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする。なお、部活動指導員は、他校の引率者及び依頼監督にはなれない。その他、外部指導者（コーチ等）については校長の認めた者とする。

### (2) 引率者の特例

個人種目への参加について、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、「京都府中学校総合体育大会における引率者に関する特例」により、校長が引率者として承認した外部指導者の引率を認める。

「別記3・京都府中学校総合体育大会における引率者に関する特例」参照

(3) 京都府中学校総合体育大会に出場するチーム・選手の引率者、監督、部活動指導員、外部指導者、トレーナー等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けてない者であることとする。

「別記4・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」参照

## 9 参加数 団体戦・個人戦とも制限なし（ただし、団体戦は各校1チームとする。）

10 競技規定 (1) 日本相撲連盟競技規定及び審判規定を準用する。

(2) 褌の下には、黒又は紺のアンダーパンツを着用してもよい。

<注意事項> ア 団体戦 リーグ戦(参加チーム数により変更することも有りうる)・3人制(交代選手2名)

イ 個人戦 学年別トーナメント戦(参加人数制限なし)

11 表彰 本大会優勝校には、賞状・優勝旗・盾を、2・3位校には賞状を授与する。  
個人優勝者及び2・3位の選手には、賞状を授与する。

12 申し込み 申込先〒612-8065 京都市伏見区御駕籠町97 京都市立伏見中学校  
松島功一まで TEL: 075-611-5161 ・ FAX: 075-611-5162  
締切日 令和4年7月15日(金)まで

13 諸大会出場資格 団体戦優勝チームに全中大会出場資格を、個人戦の結果を参考に全中・近畿大会個人戦出場者を専門部で選考する。

14 組み合わせ 7月22日(金) 大会終了後に伏見港公園相撲場にて抽選会を行う。

15 その他 (1) 新型コロナウイルスの今後の感染状況の推移により、大会を中止する場合がある。  
(2) 京都府中学校体育連盟新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン及び各専門部ガイドラインを遵守すること。  
(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則、宿泊は行わない。  
ただし、やむを得ず宿泊を行う場合は、各市町教育委員会の判断を仰ぐこと。  
(4) 雨天決行。大会当日午前7時現在「暴風警報」が発令されている場合は、専門部からの連絡を待つこと。  
(5) 特別警報が発表された、もしくはされている場合は、全ての競技は直ちに中止する。  
(6) 台風等の状況を考慮し、事前に大会延期の判断を行う場合がある。その判断は、専門委員長と協議した上で、京都府中体連本部が行う。

## 「参加資格の特例」

### ・「別記1・京都府中学校総合体育大会における参加資格の特例」

以下に該当するもの京都府中学校総合体育大会に参加を認める。

- 1 学校教育法134条の各種学校（1条校以外）に在籍し、当該ブロックの予選及び標準記録を突破したチーム・生徒に参加を認める。
- 2 参加を希望する各種学校は以下の条件を具備すること
  - (1) 京都府中学校総合体育大会参加を認める条件
    - ア 京都府中学校体育連盟の目的及び長年にわたる活動を理解し、それを尊重すること
    - イ 生徒の年齢及び修業年限が、わが国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること
    - ウ 参加を希望する学校にあっては、運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に該当校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること
  - (2) 京都府中学校総合体育大会に参加した場合に守るべき条件
    - ア 大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項に従うとともに大会の円滑な運営に協力すること
    - イ 大会参加に際しては、責任ある当該校校長または教員が生徒を引率すること  
また、万一の事故発生に備え傷害保険に加入する等、万全の事故対策を立てておくこと

## 「引率者の特例」

### ・「別記3・京都府中学校総合体育大会における引率者に関する特例」

京都府中学校体育連盟の主催する総合体育大会は、中学校教育の一環（**学校管理下**）として位置づけ、府内中学生に広くスポーツを普及させるとともに、健全な中学校生徒を育成することを目的としている。このことから、生徒の大会参加に伴う引率については、当該校教員・部活動指導員であることを原則とするが、校長がやむを得ないと判断した場合に限り、以下の規定に基づき当該校教員以外（引率者としての外部指導者）の引率による大会参加を認める。

#### 1 引率者としての外部指導者（以下引率外部指導者とする）の規定

- (1) 当該校長が認めた20歳以上の者であり、日頃から指導に当たっている者であること  
また、事前に校長との間で、引率外部指導者としての契約がなされていること
- (2) 専門部からの要請があるときは、大会競技役員として大会運営に協力すること  
また、専門部によってはそのための資格を必要とする場合もある。
- (3) 大会申込用紙の、引率外部指導者欄に必要事項を記入すること
- (4) 規定違反、不適切な言動等があったときは、不適格者として会長または専門部長から当該校の校長に連絡し、資格を取り消す。この場合、参加生徒も失格となる場合がある。
- (5) この規定以外のことは、大会要項及び府専門部の定める規定の通りとする。

#### 2 引率外部指導者の引率を認める種目は、以下のとおりとする。

- ・陸上競技（リレーを除く）・水泳（リレーを除く）　・ソフトテニス（個人）
- ・卓球（個人）　　　　　　　・バドミントン（個人）　・体操、新体操（個人）
- ・柔道（個人）　　　　　　　・剣道（個人）　　　　　　・相撲（個人）
- ・テニス（個人）　　　　　　・スキー（リレーを除く）・スケート（個人）

#### 3 引率外部指導者には、監督の資格を認めない。

- (1) この時の監督は、他校の教員とする。当該校の校長は、監督を引き受けようとする教員の所属する校長に文書で依頼し、府専門部の承認を得ること
- (2) 引率外部指導者による競技上の抗議は、一切受け付けない。ただし、質問事項については、校長が依頼した監督を通して行うことができる。

#### 4 生徒の大会参加に関わる責任は、法令に基づき当該校の校長が負う。

#### 5 引率上の留意点及び大会会場における留意点

- (1) 学校に該当の部が設置されていない場合、参加生徒は独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付対象とならない**場合もある**ので、任意の保険に加入することが**望ましい**。（ただし、他校教員の場合は給付対象となる）
- (2) 引率にあたっては、公の交通機関を利用すること
- (3) 引率外部指導者は、引率上の必要事項等について事前に当該校の校長と十分協議し、引率に必要な事項を引率生徒に指導すること
- (4) 専門部が定める規定を順守し、責任ある行動をとること  
特に引率者として相応しくないと大会本部が判断した場合は、退場を命じる。

#### 6 他校教員による引率については1(1)、5(1)を適用しない。

#### 7 本特例は、平成15年5月20日より実施する。

（平成26年5月2日一部改正）

（平成30年3月2日一部改正）

（令和4年5月2日一部改正）

## 「監督等の条件」

### ・「別記4・京都府中学校総合体育大会における監督等の条件」

京都府中学校体育連盟の主催する総合体育大会は、健全な中学校生徒を育成することを目的とし、運動部活動は学校教育の一環であると考えている。そこで、各中学校の運動部顧問及び運動部活動に関わる全ての指導者の暴力・体罰・セクハラ等の防止策について、以下のとおり監督等の条件を設ける。

なお、本連盟が対応するこれらの行為は、各顧問等の指導者が担当する運動部の活動及びその指導に関わる場面でのこととする。通常の教育活動上における生徒指導場面とは区別するものである。

#### 1 本連盟が主催する大会における監督等の条件

- (1) 京都府中学校体育連盟が主催する全ての大会における引率者、監督、部活動指導員、外部指導者（コーチ）、トレーナー等（以下「指導者等」という）は、部活動の指導中における暴力等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であること
- (2) 懲戒処分規定が及ばない外部の指導者は、校長が文書で指導を委嘱し、本ルールを事前に周知しておく。暴力等への指導措置は校長が行い、監督等の条件及び対応等は上記と同様に考える。

#### 2 本連盟による対応・処置の対象となる者

各中学校（中等教育学校及び義務教育学校を含む）に設置されている運動部で、本連盟に競技部が存在する運動部の指導者等

#### 3 本連盟の対応

- (1) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった教職員は、本連盟における全ての役職を停止する。  
★後任の補充は、該当地区中体連会長と相談し、該当地区中体連及びブロック中体連から選出することを基本とする。
- (2) 暴力等により任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていることが明確になった指導者等で学校の教職員以外の者は、本連盟が主催する全ての大会における指導者等への登録を禁止する。

#### 4 判定及びその時期

当該校の校長が懲戒処分を確認した時点

#### 5 期間

##### (1) 違反行為1回目

校長が確認した時点から「2年間」は、本連盟の役職停止及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の登録を禁止する。この期間は、異動等により勤務校が変わったり、指導する運動部が変更となっても継続するものとする。

（1年間とは、夏季・冬季または冬季・夏季大会とする。）

##### (2) 違反行為2回目

本連盟における役職及び本連盟主催の全ての大会における指導者等の「資格なし」とする。

#### 6 本条件は、平成30年4月1日より実施する。

# 令和4年度 第75回京都府中学校総合体育大会 相撲の部

## 大会コロナウイルス対応について

京都府中体連相撲専門部

### 受付

1. 学校受付（選手）・外部コーチ等の健康チェックシートシートの受付はすべて会場入口で行う。
2. 各顧問及び引率者が学校または個人の2週間分の健康観察を確認する。大会当日の「検温調査・体調管理 実施確認用紙」（別紙1）については学校ごとに受付に提出する。
3. 提出後、アルコール消毒を行う。
4. 発熱等がある場合は参加を見合わせる。

### 会場内における選手の移動について

本来は、選手の移動導線を確保すべき状況下であるが、会場出入口及び会場内が開放的な空間であることに加え、選手の控え場所とアップの場所、土俵がすぐ目の前であることもあり、厳密な導線の指定は行えない。従って次のとおりに選手の動きを統一することで、移動時の密を回避する。

- (1) アップについては、会場南側の芝生スペースを利用して、密を避けて行う。
- (2) 土俵だまりにおいて、試合を終えたチームと次の試合チームが移動の際に交錯しないように、試合を終えたチームはそのまま後ろに膨れてさがらず、南側に抜けてスライドするように徹底を行う。

### 試合時の消毒及びマスクについて

1. 試合の時以外はマスクを着用する。試合時のマスクについては、ビニール袋に入れて各自で保管するか、ビニール袋のない場合は、自分のバスタオルにくるむこと。決して、慌ててマスクを外し、控えの選手に手渡して持ってもらわないようにすること。
2. 選手は次の試合直前に、各校の控え場所で消毒をおこなってから次の試合（土俵）に上がること。

### 応援、その他について

1. 選手・監督を含め、声を出しての応援は禁止とする。
2. 開始式・表彰式・閉会式は行わない。